

飲食店を営まれている皆様へ

船橋市消防局から重要なお知らせです

消火器を

設置して下さい

平成 31 年 10 月 1 日まで



コンロなど、火を使用する飲食店
は規模（面積）に関係なく全てが
対象になります。

延べ面積 150 m²以上の飲食店は従前から消火器の設置が義務付けられていましたが、平成 28 年 12 月に発生した新潟県糸魚川市の大規模火災を受けて、平成 30 年 3 月に消防法令が改正され、延べ面積 150 m²未満の飲食店にも消火器の設置が義務付けられました。

【問い合わせ先】

予 防 課	船橋市湊町 2-6-10	047-435-1114
中央消防署	船橋市湊町 2-6-10	047-435-8664
東 消 防 署	船橋市習志野台 3-18-23	047-464-1515
北 消 防 署	船橋市馬込町 902-2	047-438-2238

延べ面積 150 m²未満の飲食店の消火器の設置について

消火器の設置が必要なのは、延べ面積が 150 m²未満でコンロなど火を使用する設備又は器具を設けた飲食店です。なお、調理のために用いるものに限られ、火を使用しない IH コンロは除きます。

また、延べ面積 150 m²以上の飲食店には従前から消火器の設置が義務付けられています。

次の防火上必要な装置が設けられている場合は、消火器の設置は不要です。

- 鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す**調理油過熱防止装置**



(PS マーク)



(Si センサー)

- 火を使用する設備又は器具の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す**自動消火装置**
- 加熱によるカセットボンベの圧力上昇を感知して、自動的にガスの供給を停止する**圧力感知安全装置**

設置した消火器は、半年に 1 回点検し、1 年に 1 回点検結果を消防署に報告して下さい。(平成 31 年 10 月 1 日から)

また、消火器の点検報告支援パンフレットが総務省消防庁のホームページからダウンロードできますのでご活用下さい。

総務省消防庁ホームページ

自ら行う消火器の点検報告

検索